生まれたら

届出・加入手続きなど

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内（14日目が祝日・休日の場合は翌日まで）に出生届を提出してください。届出用紙は、出生証明書と一体になっていますので、病院に備えていることが多いです。

届出に必要なもの

1　出生届用紙（出生証明書に医師又は助産師が記入をしたもの）
2　母子健康手帳

提出する場所

提出する場所は、下記のいずれかの場所の市区町村役場です。

・届出人（注）の住所地　・父母の本籍地　・お子さんが生まれたところ

（注）「届出人」とは、「用紙の提出者」ではなく、「出生届に対して責任を負う人」のことをいいますので、原則赤ちゃんの父又は母になります。出生届出用紙には届出人の署名が必要です。

※記入漏れなどを窓口で訂正していただく場合がありますので、届出人本人が持参できない場合は、記入漏れなどがないよう、よく確認してください。

提出・問い合わせ　区役所１階　戸籍住民課戸籍係（内線2354）※区民事務所では受け付けていません。

赤ちゃんの健康保険加入

加入手続きと出産育児一時金の手続きがあります。加入する健康保険の種類によって手続き場所が異なります。

●国民健康保険の方（自営業の方など）

区役所１階の国保年金課にお問い合わせください。

・加入手続き

区役所１階　国保年金課国保資格係　電話 3802-4066

※国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ、母子健康手帳、届出人の本人確認書類・マイナンバーを確認できるものをお持ちください。

・出産育児一時金手続き

詳しくはP12　区役所１階　国保年金課保険給付係　電話 3802-4067

●社会保険等の方（会社員の方など）

お勤め先の健康保険組合等にお問い合わせください。

出生通知票

出産したら速やかに、妊娠届出時に母子健康手帳と一緒にお渡しした出生通知票を電子（または窓口）にて申請してください。これをもとに、保健師や助産師が新生児訪問をします。新生児訪問の詳細はP24の「新生児訪問指導事業」をご参照ください。

問い合わせ　がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

未熟児の養育医療

低体重等で生まれた赤ちゃんが、指定医療機関に入院した場合に、医療と食事療養費の給付を行う制度です。

※小さくうまれた赤ちゃんの会→P27参照

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

新生児聴覚検査の費用助成

新生児聴覚検査は、耳の聞こえ（聴覚）の障害を早い時期に発見するために、出生後間もない時期に実施する検査です。都内の契約医療機関で新生児聴覚検査受診票を使っていただくと、その費用の一部を公費負担で受けることができます（都外の医療機関での検査については、P７をご覧ください）。

申込み・問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

産婦健康診査・１か月児健康診査の費用助成

産婦健康診査（２回分）及び１か月児健康診査（１回分）について、都内の契約医療機関で産婦健康診査受診票及び１か月児健診受診票を使っていただくと、健診費用の一部助成を受けることができます。（都外の医療機関等で受診した場合については、P７をご覧ください）。

※健康保険適用分の診療、国外での健康診査は対象外になります。
※一定金額を助成するものですので、自己負担が発生する場合があります。
※その他の検査を追加で受けた場合、追加分は自己負担になります。
※令和８年10月１日より前に受診する方は、医療機関に健診費用の全額を支払い、後日、助成金の申請をする「償還払い方式」による助成となります。申請方法については、荒川区ホームページ「産婦健康診査、１か月児健康診査の費用助成」をご確認ください。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

子どもの手当・医療費の助成

児童手当

０歳から高校生年代までの児童を養育している方に支給される手当で、申請が必要です。出生・前住所地の転出予定日など事由発生日の翌日から数えて15日以内（15日目が祝日・休日の場合は翌日まで）に申請してください。

対象者：18歳になった日以降の最初の３月31日までの子どもを養育していて、荒川区に住民登録されている方

手当額：・３歳未満
（第１子、第２子）　15,000円/月
（第３子以降）　30,000円/月

・3歳～高校生
（第1子、第2子）　10,000円/月
（第3子以降）　30,000円/月

申請に必要なもの

1　申請者（注）の振込口座を確認できるもの（通帳又はカード）
2　申請者の加入保険情報の分かるもの
3　申請者本人及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

（注）「申請者」とは、子どもを国内で養育している父母のうち、前年中の所得が高い方

申込み・問い合わせ　区役所2階　子育て支援課子育て給付係（内線3819）

児童手当 Q&A

Q 下の子が生まれたけれど、どんな手続きが必要ですか？

A お子さんが増えると手当額も増えますが、それには額改定認定請求が必要です。生まれた次の日から15日以内に申請してください。15日以内に申請があれば、生まれた日の翌月分から手当の額が増えます（15日を過ぎて申請した場合は、申請日の翌月分からになります）。

Q 荒川区から区外に転出する場合、手続きが必要ですか？

A 荒川区には消滅届の提出が必要です。また、転出先の区市町村に新たに認定請求をしなければ、転出した先で児童手当を受けることができなくなります。

Q 受給者である子どもの父親が仕事で単身赴任になり、住民票を一人だけ別の住所に移しました。何か手続きが必要ですか？

A お子さんやお母さんが区内にお住まいの場合でも、受給者（この場合はお父さん）が転出すると、荒川区での児童手当の受給資格は消滅します。必ず手続きをしましょう。転出先が国内の場合は、お父さんが新住所地で受給することになりますので、荒川区に消滅届を提出の上、新住所地で新規に申請してください。お父さんの転出先が国外で、お子さんが荒川区に引き続きお住まいの場合は、お母さんで新規に申請が必要です。

乳幼児・子ども・高校生等医療費助成（㊛、㊟、㊑）

区内在住のお子さんが保険診療を受けたとき、自己負担分の医療費を助成します。あらかじめ「乳幼児医療証㊛」、「子ども医療証㊟」又は、「高校生等医療証㊑」の交付申請が必要です。

※出生・転入など事由発生日から3か月以内の申請であれば出生・転入日に遡って受給資格が得られますが、3か月を過ぎた場合は申請日からの資格となります。

対象者：区内在住で18歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども
※荒川区では所得制限を設けていません。

※健康保険に加入していない場合は対象外です。

助成内容：・健康保険が適用されるものは、無料
・入院の際は、食費相当額を負担していただきます。
・健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません（乳幼児健診、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代、おむつ代等）。
・「公費負担医療証」をお持ちの方は、そちらが優先されます。

有効期間：10月１日～翌年９月30日※㊧から㊨、㊨から㊒に切りかわる際は３月31日まで

申請に必要なもの

お子さんの加入保険情報の分かるもの（出生の場合は加入予定のもの）

申込み・問い合わせ 区役所２階　子育て支援課子育て給付係（内線3817）

乳幼児・子ども・高校生等医療証の使い方

●東京都内の医療機関で診察を受けるとき

《通院》加入保険情報の分かるものと一緒に「乳幼児医療証」、「子ども医療証」又は「高校生等医療証」を提示してください。健康保険が適用されるものは無料になります。

《入院》加入している健康保険組合等から「自己負担限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示してください。

●東京都外・この制度を取り扱わない医療機関で受診したときや東京都以外の国民健康保険組合に加入している方

お支払いになった領収書等（注）を持参して、子育て支援課に申請してください。口座振込でお支払いいたします。請求できる期間は医療費を支払った日の翌日から２年間です。なお、医療費が高額療養費等に該当する場合は、ご加入の健康保険組合等の高額療養費及び付加給付の支払いがあった後、残りの自己負担分についての申請となります。詳しくはお問い合わせください。

（注）医療証、領収書（子どもの氏名・保険点数・診療月日・医療機関名が記載されたもの）、医療証に記載されている保護者名義の金融機関の通帳、お子さんの加入保険情報の分かるもの・印鑑

●補装具購入や、保険証・医療証を持たずに受診したとき

医療証と一緒にお渡ししている「乳幼児・子ども・高校生等医療証の使い方」をご確認ください。

●医療証の記載事項に変更があった場合や加入する健康保険が変わったとき、医療証を無くしたときなどは、届出が必要です。

乳幼児・子ども・高校生等医療証Q&A

Q 乳幼児医療証㊊と子ども医療証㊐、高校生等医療証㊑はそれぞれどう違うのですか？

A 就学前（６歳になった日以降の最初の３月31日）までは㊊、就学児（15歳になった日以降の最初の３月31日まで）は㊐、それ以降は㊑になります（18歳になった日以降の最初の３月31日まで）。切り替えの際に更新手続は必要ありません。また、助成内容や使い方も変わりません。ただし、ほかの自治体だと対象や要件が異なる場合がありますので、引っ越しなどの場合はその自治体に確認してください。

Q ㊊・㊐・㊑医療証があるのに、健康保険に入る必要があるのですか？

A 医療証で100%医療費を助成しているわけではなく、健康保険で、未就学児は８割、就学児・高校生等は７割を負担し、残りの自己負担額を医療証により荒川区が負担しています。このため、健康保険に加入する必要があります。

Q 加入保険情報が変わったら届け出なくてはいけないのは、なぜですか？

A 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成制度は、健康保険を使ったあとの残りの自己負担分について助成する制度です。ですから、基本となる加入保険情報が変わった場合は、変更届を提出していただく必要があります。

Q 子どもが入院したとき、医療証を提示したのに支払いを求められました。返金してもらえますか？

A 健康保険の適用外のものは、助成対象になりません。食事療養費（食事代）や、差額ベッド代、乳幼児健診など、自己負担となっているもの（保険点数のついていないもの）はお返しできません。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

荒川区内に住所を有し、下記の対象疾患の状態が認定基準に該当する18歳未満の子ども及び20歳未満の成人の医療費を助成します。

対象疾患：悪性新生物（がん）／慢性呼吸器疾患／膠原病／糖尿病／慢性心疾患先天性代謝異常／内分泌疾患／血液疾患／免疫疾患／慢性腎疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群皮膚疾患群／骨系統疾患／脈管系疾患

申請方法：必要書類を提出してください。必要書類については、お問い合わせください。

※新規申請は18歳未満となります。

申込み・問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

memo

子育て世帯を応援

ツインズサポート（多胎児家庭支援）

多胎児家庭の妊娠、出産及び育児による心身の負担を軽減するため、支援を行います。

毎年度４月末までに、区から対象家庭へ案内を郵送しますので、確認の上、ご利用ください。

●タクシー利用助成・在宅育児支援事業等利用料金助成

対象家庭

区内在住で、その年度の４月１日現在で満５歳以下の多胎児を養育する家庭（年度途中の出生・転入も含む）

補助内容

・タクシー利用料助成（限度額6,000～23,000円）
・一時保育等利用料助成（利用料の１／２を助成、限度額5,000～20,000円）

申請方法

申請書（請求書）に領収書等の支払いが証明できる書類を添えて区に提出してください。

問い合わせ 区役所２階　子ども・若者課子育て事業係（内線3736）

●産前産後支援ヘルパー派遣

対象家庭

区内在住で以下のいずれかに該当する方を含む家庭
・母子健康手帳を取得した多胎児を出産予定の女性
・生後３年の前日までの多胎児

費用負担

ヘルパー１人につき１時間あたり300円
※住民非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除

利用上限

・産前から１歳未満　240時間
・１歳から２歳未満　180時間
・２歳から３歳未満　120時間

支援内容

・育児補助…沐浴、授乳、おむつ交換の補助
・家事補助…食事の支度、衣類の洗濯、居室の清掃及び整理整頓、食材及び生活必需品等の買い物、健診等の付添い

派遣事業者

・サンフラワー・A株式会社
・株式会社ポピンズファミリーケア

利用方法

1　事前に区へ利用申請登録を行います。区ホームページより、申請書のダウンロード、電子申請が可能です。

2　申請内容を確認し、区から利用承認通知書・ヘルパー利用券、利用の手引を送付します。

※ヘルパー利用券は多胎妊婦の方へは240枚（240時間）、多胎妊婦以外へは利用承認期間までの枚数を一括送付します。紛失等には十分ご注意ください。

※多胎妊婦の方は出産後、区へ利用変更届の提出をお願いします。届出をされましたら利用承認期間までの利用券を送付します。

3　区指定の事業者にヘルパーの派遣を依頼してください。ヘルパーがご自宅に訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

※保護者不在時の利用はできません。

問い合わせ　区役所２階　子ども・若者課子育て事業係（内線3736）

双子の会

一人の子どもでも育てるのは、たいへん努力のいることです。まして、双子や三つ子となれば、なおさら大変です。毎日子育てに奮闘しているお母さんたちとお子さんが一緒に集い、お話の中から子育てのヒントがつかめるといいですね。

「双子の会」はそんな情報交換の場です。詳しい開催日は「あらかわきっずニュース」（P３）をご覧ください。

主催：主任児童委員

実施場所

・双子の会in尾久ふれあい館　西尾久２-25-13
・ツインズin荒川（町屋ふれあい館）　町屋１-35-８
・双子の会in南千住（南千住ふれあい館）　南千住６-36-13

問い合わせ　区役所２階　荒川区民生委員・児童委員協議会事務局
（福祉推進課地域福祉係内）電話 3802-5110

産後ケア

荒川区に在住で出産後１年以内のお母さんとお子さんが、指定の病院・助産院で、宿泊・日帰り又は訪問による産後ケアを受けられます。

おおむね妊娠７か月（妊娠25週）以降から事前の利用申請を推奨しています。

ケア内容

・産後における母体管理及び生活面の指導
・乳房管理、乳房ケア
・授乳・沐浴等の指導
・産後の心身や乳児の発育等に関する相談
・保健指導
・食事の提供（宿泊型・日帰り型のみ）
・母の休養（宿泊型・日帰り型のみ）

申請方法

・電子申請　Logoフォームにて申請することができます。荒川区ホームページをご確認ください。

・窓口申請　子ども・若者課子育て事業係（区役所２階⑯番窓口）で申請ができます。母子手帳をご持参ください。ご家族の方による申請も可能です。
・郵送申請　荒川区ホームページから申請書をダウンロードすることができます。子ども・若者課子育て事業係まで郵送してください。

※非課税世帯・生活保護世帯の方は、証明するものが必要です。

実施施設

東京リバーサイド病院（南千住８-４-４）
たんぽぽ助産院（荒川１-31-８）
綾瀬産婦人科（葛飾区小菅４-８-10）
にしやま助産院（訪問型のみ）
団子坂なのはな助産院（訪問型のみ）
あらかわレディースクリニック（町屋１-８-８）
You and me 助産院（訪問型のみ）
永寿総合病院（台東区東上野２-23-16）
Luana助産院（東日暮里５-40-２-201）
スワンレディースクリニック（北区王子４-27-７）
東京かつしか赤十字母子医療センター（葛飾区新宿３-７-１）
東京女子医科大学附属足立医療センター(足立区江北４－33－１)

申込み・問い合わせ　区役所２階　子ども・若者課子育て事業係（内線3736）

産後支援ボランティア

「35（産後）サポネットin荒川」のボランティアメンバーが、生後すぐから６か月までのお子さんがいる家庭を訪問し、育児のお手伝いをします。

問い合わせ　みんなの実家@まちや　町屋５-５-５　電話／FAX 3809-4035
E-mail：saponet35@kjb.biglobe.ne.jp
ホームページ：http://www.35saponet.com/

にこにこサポート

産前産後の体調不良などから家事援助が必要な妊産婦さんを対象に家事について協力会員がお手伝いします。利用には会員登録が必要です。

問い合わせ　荒川区社会福祉協議会にこにこサポート事務局　電話 3891-5180　FAX 3891-5290
E-mail：nikonikosupport@arakawa-shakyo.or.jp

町屋五丁目住宅を活用した多子世帯支援・近居世帯支援・エッセンシャルワーカー世帯支援

町屋五丁目住宅の入居世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯に対して、使用料の減額（月額２万円）を行っています（併用可）。

１　多子世帯
　満18歳未満の子どもが３人以上いる世帯
２　近居世帯
　子育て世帯（同居の18歳未満の子どもがいる世帯）とその親世帯において、一方が町屋五丁目住宅に居住し、他方が区内に居住している世帯
３　エッセンシャルワーカー世帯（新規入居から５年間限定）
　入居者に区内の事業所で働いているエッセンシャルワーカー（助産師、看護師、保健師、介護に従事する者、保育士、幼稚園教諭等）がいる世帯

主な入居要件

１　現に住宅を必要としている
２　申込者が成年者である

3　所得が定められた基準内である
4　申込者本人及び同居しようとする親族等が住民税及び国民健康保険料を滞納していない
5　申込者本人及び同居しようとする親族等が暴力団員でない　等

町屋五丁目住宅の概要

●所在地　町屋５-９-２
●構造等　鉄筋コンクリート造22階建て
●建築年　平成10年築
●使用料（月額）　11万1,600円～14万2,900円
※上記金額から２万円（最大６万円）を減額
●共益費（月額）　１万円

減額期間：申請日の月の翌月から（毎年更新）

申込み・問い合わせ　区役所北庁舎２階　住まい街づくり課住宅係（内線2824）

あらかわベビーステーション

あらかわベビーステーションは、オムツ替えや授乳のためのスペースが備えられ、乳幼児連れの方が外出時に気軽に利用できる施設を区で認定したものです。おでかけの際にぜひご利用ください。施設情報はホームページに掲載されています。

問い合わせ　区役所２階　子ども・若者課子育て事業係（内線3736）
あらかわベビーステーション一覧→P86

とうきょう子育てスイッチ

「とうきょう子育てスイッチ」は、都内自治体の子育て支援サービス、子育て応援とうきょうパスポートが利用できる施設・店舗、赤ちゃん・ふらっと（授乳・おむつ替えのスペース）、小児救急医療機関、バリアフリートイレなどの情報が検索できる東京都の子育て情報サイトです。詳細は、東京都のホームページをご確認ください。

●子育て応援とうきょうパスポート

「子育て応援とうきょうパスポート」は、東京都が子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的として推進している事業であり、企業・店舗等が善意により子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、さまざまなサービスを提供する仕組みです。

●赤ちゃん・ふらっと

「赤ちゃん・ふらっと」は、小さなお子様を連れた方が安心してお出かけできるよう整備されたスペースの愛称です。授乳やおむつ替えのスペースのほか、お湯の提供や手洗い場なども整備されています。

●小児救急医療機関

東京都では、０歳から概ね14歳までの子どもが、適切な医療が受診できるよう、症状に応じた小児救急医療体制を整備しています。

●バリアフリートイレ

東京都内のバリアフリートイレを紹介しています。

問い合わせ　ホームページ：https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/
※ホームページから問い合わせができます。

子どもの健康のために（健診等）

赤ちゃん訪問（新生児訪問指導事業）

お子さんが生まれた全家庭を、保健師又は助産師が家庭訪問し、赤ちゃんの体のこと、育児のこと、ママの産後の体調などのご相談に応じています。訪問を受けた方には妊婦支援給付金（２回目）（５万円）をお送りします。里帰り出産後でも訪問しています。

届出方法：出産後にP14の出生通知票を届出ください。
里帰り先での訪問を希望する場合は、区のHPから申請ができます。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課保健相談担当（内線447）

育児についての相談

お子さんの育児などでお困りのときは、育児相談をご利用ください。
がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課保健相談担当（内線432）
※あらかわキッズ・ファミリーコール24（24時間・年中無休・通話料無料）
0120-536-883

乳幼児健康診査（健診）等

乳幼児健診等は、赤ちゃんの成長や発達、病気の有無を確認し、心配事などを相談できる良い機会です。健康チェックや育児相談の場として、定期的に受診しましょう。

４か月児健診、１歳６か月児健診（歯科健診）、３歳児健診は保健所で、１歳６か月児健診（内科健診）は区内の委託医療機関で行っています。健診の内容や日程等を記載した「健康診査のお知らせ」は、対象となる月（※）の前月頃に個別に郵送しています。

また、４か月児健診のときには、東京都内の委託医療機関で使用できる「６～７か月児健康診査受診票」と「９～10か月児健康診査受診票」をお渡ししています。

※対象となる月：４か月児健診……４か月になる月
１歳６か月児健診……１歳７か月になる月
３歳児健診……３歳１か月になる月

持参物：１　アンケート用紙　２　母子健康手帳　３　バスタオル
４　替えのおむつ又はパンツ
※その他の必要な持ち物は、健診により異なります。事前に必ずご確認ください。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課健康推進係（内線433）

５歳児健康診査

５歳の時期は、心や体の成長が大きく、集団生活を経験することで社会性の発達も芽生えてくる大切な時期です。

区では、お子さまの得意なことや苦手なこと、保護者の方の心配や不安なことなど

を就学前に確認し、安心して小学校入学を迎えることができるように、５歳児健康診査を実施しています。

対象者：当該年度に５歳児になるお子さま

健診内容

＜一次健診＞

・対象者の保護者の方に「保護者アンケート調査」（Web回答）を行います。

＜二次健診＞

・一次健診の結果、直接ご来所いただいての健診が望ましいと判定されたお子さまを対象に、一次健診の概ね２カ月後に保健所で二次健診を実施します。対象となるお子さまあてに郵送でご案内をお送りいたします。

・二次健診では、「問診」、「集団遊び・集団行動の観察」、「診察」、「心理相談」などを行い、お子さまの成長をより詳しく確認します。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課保健相談担当（内線432）
健康推進係（内線433）

予防接種

予防接種は感染症から子どもを守るためのものです。乳幼児の時期は受けておきたい大切な予防接種が集中しています。接種する時期（期間）が決まっていますので、計画的に、体調がいいときに受けましょう。

あらかわすくすく子育てアプリ（P３参照）に登録すると、予防接種のスケジュール管理ができます。

1　定期予防接種

●接種方法

荒川区が発行する接種予診票を持参することで、東京23区内の協力医療機関において無料で接種を受けることができます。接種予診票は、原則接種対象年齢が到達する頃に一斉送付をしますが、他自治体から荒川区へ転入された場合または紛失した場合は、発行手続きを行いますので、区ホームページから電子申請でお申込みください。なお、接種の際には、母子手帳を忘れずに持参してください。

●東京23区外で接種する場合

里帰り出産等により東京23区外で接種される方には「予防接種依頼書」を交付しますので、接種を受ける前に必ず手続きをしてください。依頼書の交付を受けて接種した予防接種について、荒川区が費用を助成します。医療機関に費用の全額を支払い、後日、助成金の申請をすることで費用の一部又は全部が振り込まれる「償還払い方式」による助成となります。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課予防接種係（内線3901）

2　任意予防接種の費用助成

《インフルエンザ》

所定の期間内に接種した生後６か月から15歳（中学校３年生）までのすべてのお子様について、費用の全額を助成します。（上限額あり）

《おたふくかぜ》
１歳から小学校就学前まで、１回あたり3,500円を助成します。（一人２回まで）
※生活保護世帯の方及び中国残留邦人等支援給付世帯の方は、費用の全額を補助します。
《麻しん風しん特別対策》
２歳から19歳未満で定期接種の機会を逃した方について、費用の全額を助成します。

●接種方法
《インフルエンザ・おたふくかぜ》
母子健康手帳、お子さんの健康保険証を持参の上、区内の協力医療機関に備えてある接種予診票を使用して接種を受けてください。おたふくかぜ予防接種は、各医療機関の定める予防接種料金から助成金額を差し引いた金額をお支払いください。
《麻しん風しん特別対策》
事前に保健所から接種予診票の交付を受けて、母子健康手帳、お子さんの健康保険証を持参の上、区内の協力医療機関で接種を受けてください。

●荒川区外で接種する場合
医療機関に費用の全額を支払い、後日、助成金の申請をしてください（償還払い方式・上限額あり）。

3　骨髄移植手術等により免疫を消失された方に対する再接種費用の助成
骨髄移植などの理由により、定期予防接種として接種を受けたワクチンの予防効果が期待できず、再接種が必要と医師に診断された方に対して、再度予防接種を受ける際の接種費用を助成します。

問い合わせ　がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課予防接種係（内線3901）

歯科相談室
０～２歳のお子さんを対象に、歯科医師による歯の健診や、歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を行っています（予約制）。

問い合わせ　がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課歯科担当（内線423）





荒川区医師会こどもクリニック

平日・土曜の準夜間や日曜・祝日・年末年始に具合が悪くなったお子さんのために、荒川区医師会に委託し、小児科専門の初期救急診療を行っています。

※応急診療のみのため、継続して受診することはできません。

診療時間：平日　午後７時～10時（受付時間：午後６時30分～９時30分）
土曜　午後５時～９時（受付時間：午後４時45分～８時30分）
日曜・祝日・年末年始　午前10時～午後１時（受付時間：午前９時45分～午後１時）
午後２時～９時（受付時間：午後２時～８時30分）

所在地：西日暮里６-５-３　荒川区医師会館１階

問い合わせ 荒川区医師会こどもクリニック　電話 3893-1599

子育てのための講座など

子育てハッピー講座

お子さんと家族の健康を応援する講座を、保健所で実施しています。全て予約制になります。詳しくは、あらかわ区報やあらかわきっずニュース、ホームページ、保健所のチラシ等でお知らせしています。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課　保健相談担当（内線432）
栄養・歯科担当（内線423）

栄養相談

産前産後の食事、お子さんの離乳食の始め方や進め方について栄養士が相談に応じています。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課栄養担当（内線423）

小さくうまれた赤ちゃんの会

小さくうまれた赤ちゃんの健康やご家族支援に関する講座を保健所で実施しています。

※実施時期については、あらかわ区報や保健所のチラシ等でお知らせします。

問い合わせ がん予防・健康づくりセンター２階　保健所健康推進課保健相談担当（内線432）

家庭教育学級

未就学児及び小・中学生の保護者・希望者を対象に子育ての不安や悩みを軽減するため、子育てに関するさまざまなテーマについて学びます。託児（１歳以上、定員あり）付きの講座のほか、区公式YouTubeチャンネルで動画配信も行っています。

申込み・問い合わせ 区役所３階　生涯学習課生涯学習事業係（内線3355・3359）

地域子育て教室

保護者だけでなく地域全体で子どもを育てていくきっかけになるような講座を実施します。託児（１歳以上、定員あり）付きの講座です。

申込み・問い合わせ 区役所３階　生涯学習課生涯学習事業係（内線3355）

自転車安全利用講習会

「交通ルールを守って親子とも安全運転！」区では、皆さんが交通事故にあわないよう・おこさないよう自転車講習会を行っています。

正しい交通ルールと安全運転・交通事故回避のポイントが身に付きます。講習に参加された方には、もれなく反射材などの交通安全グッズや、続けて参加することでランクが上がっていく「あら坊ピンバッジ」をプレゼントしています。

また、電動アシスト自転車の部も実施しています。日頃お子さんの送り迎えに自転車を利用されている方、自動車運転免許を取得しておらず、交通ルールに自信のない方など、ぜひ親子でご参加ください。

日時：７月から９月を除く毎月第三土曜日の午前９時20分～

※事前予約制

※雨天中止

※託児サービスもございますので、予約の際にお申し出ください。

場所：荒川自然公園交通園（荒川８-25-３）

所要時間：約60分

予約窓口及び問い合わせ 区役所分庁舎２階　生活安全課交通安全係（内線489）









あら坊ピンバッジのイメージ（左から初級、中級（銅）、上級（銀）、マスター（金））

memo